

DL外国株式オープン

追加型投信／海外／株式

DIAMアセットマネジメント

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

＜委託会社＞[ファンドの運用の指図を行う者]
DIAMアセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者登録番号/関東財務局長(金商)第324号

＜受託会社＞[ファンドの財産の保管および管理を行う者]
住友信託銀行株式会社
ただし、2012年4月1日付の合併により、商号を「三井住友信託銀行株式会社」とする予定です。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は下記委託会社への照会先までお問い合わせください。投資信託説明書(請求目論見書)は、委託会社のホームページで閲覧できる他、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。

また、本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されております。

委託会社への照会先

【コールセンター】 0120-506-860 (受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

【ホームページ】 <http://www.diam.co.jp/>

| 商品分類 | | | 属性区分 | | | | |
|---------|--------|-------------------|-----------------------|------|------------------|---------------|-------|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産 (収益の源泉) | 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ |
| 追加型 | 海外 | 株式 | その他資産 (投資信託証券(株式)) | 年1回 | グローバル (日本を除く) | ファミリー ファンド | なし |

※上記の分類は、社団法人投資信託協会の商品分類に関する指針に基づき記載しております。
商品分類および属性区分の定義については、投資信託協会ホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)にてご確認ください。

<委託会社の情報>

委託会社名 DIAMアセットマネジメント株式会社

設立年月日 1985年7月1日

資本金 20億円

運用する投資信託財産の
合計純資産総額 4兆287億円

(2011年9月30日現在)

- 「DL外国株式オープン」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2011年6月15日に関東財務局長に提出しており、2011年6月16日にその効力が発生しております。
- 当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法に基づき受託会社の固有財産等との分別管理等がされています。
- 販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、前記の委託会社への照会先までお問い合わせください。
- ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

1. ファンドの目的・特色

ファンドの目的

信託財産の長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

ファンドの特色

1

ボトムアップ・アプローチによる企業リサーチを積極的に行い、日本を除く世界主要先進国の株式に分散投資することにより、信託財産の成長をめざします。

主として、DLインターナショナル・リサーチ・オープン・マザーファンドへの投資を通じ、実質的に日本を除く世界主要先進国の株式に分散投資し、長期的にベンチマークを上回る収益獲得をめざします。

当ファンドのベンチマークは、MSCIコクサイ・インデックス(円換算ベース、為替ヘッジなし)*とします。

*MSCI コクサイ・インデックス(円換算ベース、為替ヘッジなし)は、MSCI コクサイ・インデックス(米ドルベース)をもとに委託会社が独自に円換算したものです。

MSCIコクサイ・インデックス

MSCI Inc.が公表しているインデックスで、当指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に属しており、また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

2

マザーファンドはキャピタル・インターナショナル株式会社からの情報提供・運用アドバイスをもとにDIAMアセットマネジメントが運用を行います。

「キャピタル・グループ」の一員である「キャピタル・インターナショナル株式会社」から助言を得て運用を行います。

キャピタル・グループは、ボトムアップ・アプローチによる徹底した個別銘柄調査に特徴があり、世界各国にポートフォリオ・マネジャー、アナリスト、その他の運用専門家を配置し、グローバルなリサーチ体制を敷いています。

運用助言を行うキャピタル・インターナショナル株式会社は、このキャピタル・グループの運用プラットフォームを共有・活用しています。

3

実質株式組入比率は、原則として高位を維持します。

株式の実質組入比率は、高水準を保ちます。相場の先行きを予想して、株式の実質組入比率を操作することはいたしません。株式の実質組入比率を常に高水準に保ち、投資価値のある銘柄の選択に注力します。

4

為替ヘッジは、原則として行いません。

実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。したがって、為替動向によっては基準価額が大きく変動することがあります。

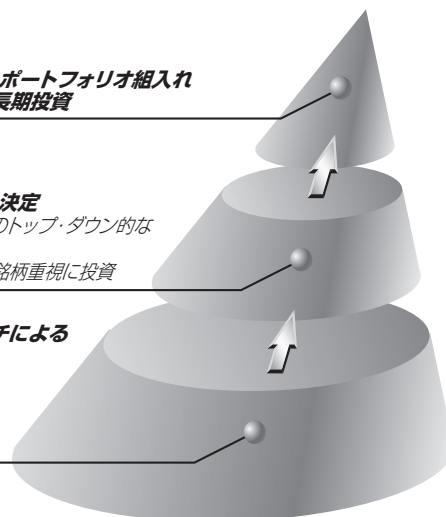
銘柄選択の決定について

マザーファンドはアナリストによるボトムアップ・アプローチに基づき、個別銘柄重視で投資銘柄の選択を行います。

ポートフォリオ組入れ
長期投資

投資銘柄の決定
国別・産業別のトップ・ダウン的な
配分を行わず、
あくまでも個別銘柄重視に投資

ボトムアップ・アプローチによる
バリューの追求
グローバル・リサーチ
定量・定性分析による銘柄選択
銘柄比較は、国・地域を越えて
グローバルに評価

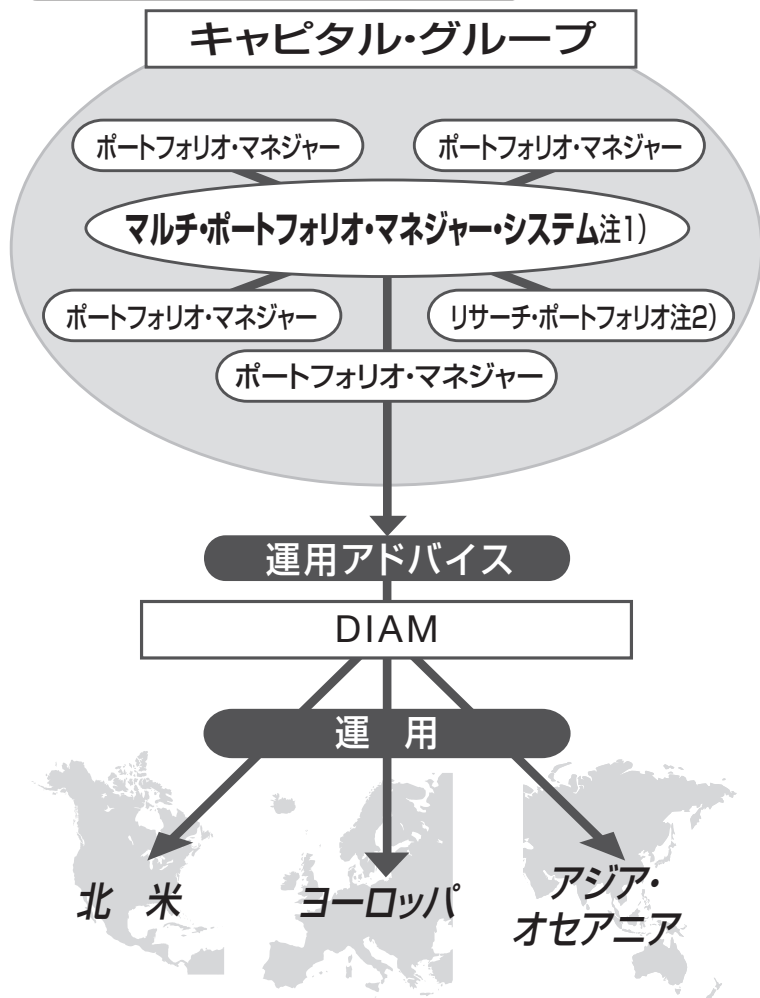


資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

1. ファンドの目的・特色

運用体制について

「マルチ・ポートフォリオ・マネジャー・システム」を採用しています。



注1) マルチ・ポートフォリオ・マネジャー・システムとは、ファンドの資産を複数に分割し、それぞれ異なるポートフォリオ・マネジャーが独立して平等な権限のもと、相互の持ち味を生かしながら各々の資産を運用するシステムです。

つまり、複数のポートフォリオ・マネジャーのアイデア・能力等をポートフォリオに反映させることができます。これにより、1人のポートフォリオ・マネジャーの場合に起こりやすい偏りを避けることができ、運用パフォーマンスを安定的に向上させ、高いレベルでの運用を長期的に保つことが期待できます。

注2) リサーチ・ポートフォリオとは、ファンド資産の一部に複数のアナリストの投資判断を直接反映させるものです。

※

| | 独自の裁量を反映 | 幅広い分散 | 個人評価の明確性 | 運用結果の均一性 | 継続性 |
|-------------------------------------|----------|-------|----------|----------|-----|
| 合議による運用 (コミティー・システム) | × | ○ | × | ○ | ○ |
| 単独による運用 (スター・ポートフォリオ・マネジャー・システム) | ○ | × | ○ | × | × |
| (マルチ・ポートフォリオ・マネジャー・システム) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

※当該事例は一般的な傾向を示したものです。

ファンドの仕組み

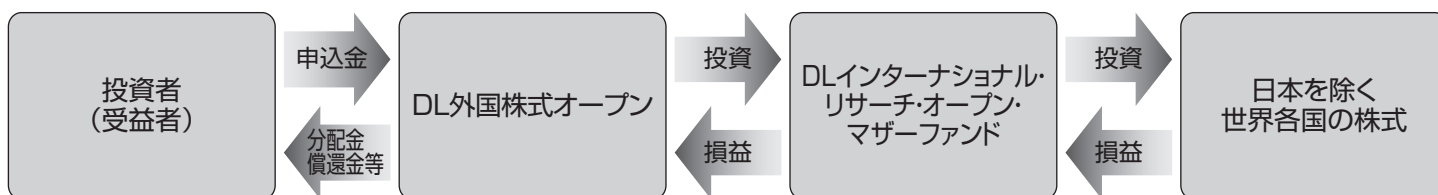
当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者からの資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。

<ベビーファンド>

<マザーファンド>

<主な投資対象>



主な投資制限

- ① 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑥ マザーファンド以外の投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑦ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

分配方針

年1回の決算時(3月15日(休業日の場合は翌営業日))に、経費控除後の利子、配当収入および売買益(評価益を含みます。)等の全額を対象として、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。

- ・ 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ・ 分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

1. ファンドの目的・特色

マザーファンドの概要

| |
|---|
| DLインターナショナル・リサーチ・オープン・マザーファンド |
| 主要投資対象 |
| 日本を除く世界各国の株式 |
| 投資態度 |
| <ul style="list-style-type: none">・日本を除く世界各国の株式市場から厳選した優良銘柄を主要投資対象とします。MSCIコクサイ・インデックス(円換算ベース、為替ヘッジなし)をベンチマークとし、中長期的にこれを上回ることをめざします。・銘柄選択にあたっては、キャピタル・インターナショナル株式会社からの投資助言に基づいて長期的なスタンスでの成長を重視します。・株式の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。・外貨建資産に対する為替ヘッジは原則として行いません。 |

○マザーファンドの投資制限については、請求目論見書または約款に記載しております。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

2. 投資リスク

当ファンドの基準価額は、ファンドに組入れられる有価証券の値動きのほか、為替変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資者の皆さまに帰属します。したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

基準価額の変動要因 ※基準価額の変動要因は、下記に限定されるものではありません。

株価変動リスク

当ファンドは、実質的に株式に投資をしますので、株式市場が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。

個別銘柄選択リスク

当ファンドでは、実質的に銘柄調査等を踏まえて投資銘柄を選定するため、株式市場全体の動きとは異なる場合があります。個別銘柄選択リスクとは、投資した株式の価格変動によっては収益の源泉となる場合もありますが、株式市場全体の動向にかかわらず当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があるリスクをいいます。

為替リスク

為替リスクとは、外国為替相場の変動により外貨建資産の価格が変動するリスクをいいます。一般に外国為替相場が対円で下落(円高)になった場合には、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。したがって、外貨建資産が現地通貨建てでは値上がりしている場合でも、当該通貨の為替相場の対円での下落(円高)度合いによっては、当該資産の円ベースの評価額が減価し、当ファンドの基準価額の変動および分配金に影響を与える要因となります。また外貨建資産への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因による影響を受けて損失を被る可能性もあります。当ファンドでは、為替リスクに対して為替ヘッジを行わないことを原則としているため、円と外国通貨の為替レートの変化が当ファンドの資産価値に大きく影響します。

信用リスク

株式や短期金融商品等の発行者が経営不安・倒産等に陥った場合、投資した資金が回収できなくなることがあります。また、こうした状況に陥ると予想される場合、当該株式等の価値は下落し、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。

2.投資リスク

国別配分リスク

当ファンドでは、ボトムアップ・アプローチにより選択された結果としての組入株式国別配分比率が、ベンチマークを構成する国別構成比率と若干異なる場合があります。この国別配分が、当ファンドの収益の源泉となる場合もありますが、当ファンドの投資対象国のうち一部の国において国内景気、経済、社会情勢等の変化等の影響を受けて株式市場全体の市場価値が下落する場合には、当ファンドの各資産の国別配分比率が各ベンチマークの国別構成比率と同等あるいは優れたものであったとしても、当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。

流動性リスク

当ファンドは、実質的に市場規模が小さい株式等に投資する場合があります。そのような市場では、資産規模や取引量が少ないため売却時に市場実勢から期待される価格で売却できなかつたり、売買取引が困難となることから、価格の値動きが大きくなることもあり、基準価額に影響をおよぼす可能性があります。

分配金に関する留意点

- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。))を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のことで、受益者毎に異なります。
- 分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドはベンチマークを採用しておりますが、ベンチマークは証券市場の構造変化等の影響により今後見直す場合があります。また、ファンドの運用成果は、ベンチマークを上回ることも下回ることもあり、ベンチマークに対して一定の運用成果をあげることを保証するものではありません。
- 当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等があった場合、資金変動が起こり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響をおよぼす場合があります。

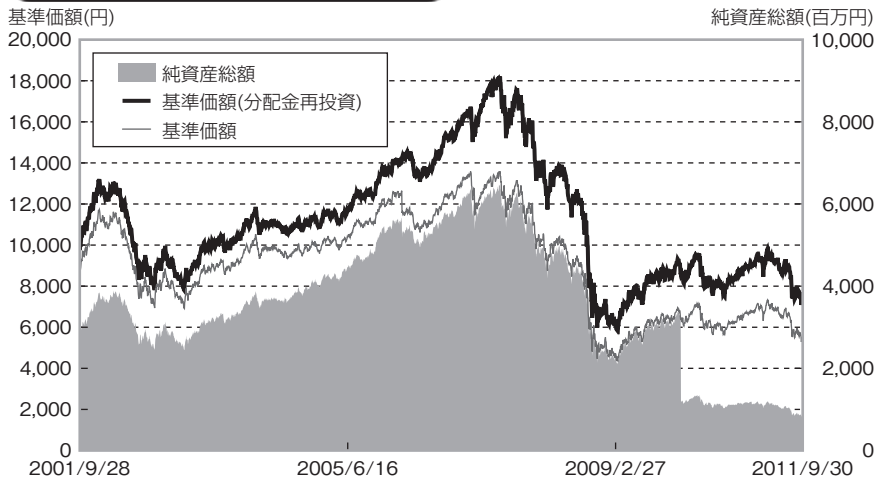
リスクの管理体制

委託会社では、運用パフォーマンス評価を、運用部門から独立したリスク管理グループが月次で対象ファンドについて分析を行い、結果を「経営会議」に報告します。また、「経営会議」において運用パフォーマンス評価方法の協議も行い、適宜見直しを行います。

運用リスク管理は、リスク管理グループがリスクを把握、管理し、運用部門への是正指示を行うなど、適切な管理を行います。また運用リスク管理の結果については月次で「リスク管理委員会」に報告致します。

基準価額・純資産の推移

《2001年9月28日～2011年9月30日》



※基準価額(分配金再投資)は、設定当初の投資元本10,000円に設定来の税引前分配金を再投資したものと計算しておりますので、実際の基準価額とは異なります。(設定日:1998年12月15日)
 ※基準価額は信託報酬控除後です。

分配の推移(税引前)

| | |
|-------------------|--------|
| 第9期 (2007.03.15) | 1,000円 |
| 第10期 (2008.03.17) | 0円 |
| 第11期 (2009.03.16) | 0円 |
| 第12期 (2010.03.15) | 0円 |
| 第13期 (2011.03.15) | 0円 |
| 設定来累計 | 3,400円 |

(注)分配金は1万円当たりです。

主要な資産の状況

組入銘柄一覧

(注)投資比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

| 順位 | 銘柄名 | 投資比率(%) |
|----|-------------------------------|---------|
| 1 | DLインターナショナル・リサーチ・オープン・マザーファンド | 98.58 |

DLインターナショナル・リサーチ・オープン・マザーファンド

(注)投資比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

ポートフォリオの状況

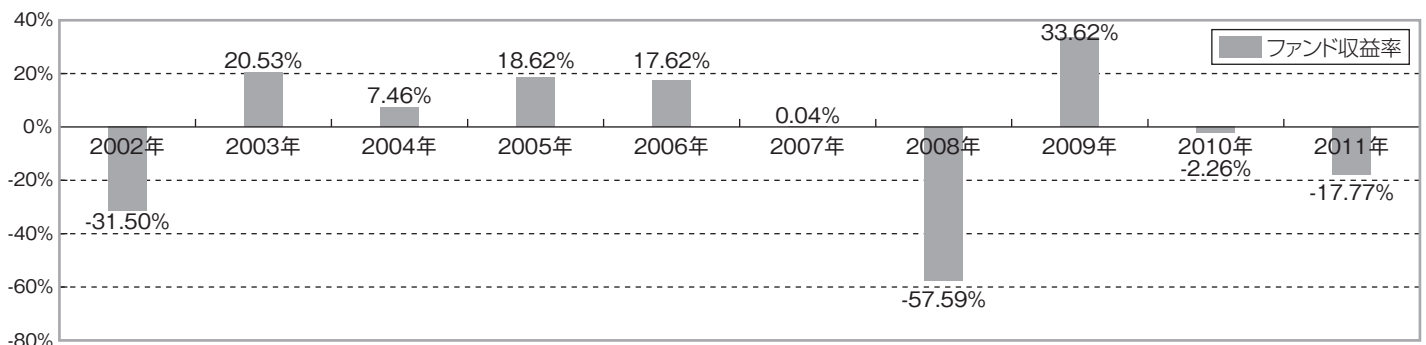
組入上位10銘柄

| 資産の種類 | 国名 | 投資比率(%) | 順位 | 銘柄名 | 種類 | 国名 | 業種 | 投資比率(%) |
|--------------------|------|---------|----|------------------------------|----|------------|-------------------|---------|
| 株式 | 米国 | 45.37 | 1 | GOOGLE INC | 株式 | 米国 | インターネットソフトウェアサービス | 2.21 |
| | 英国 | 11.55 | 2 | DANAHER CORP | 株式 | 米国 | コングロメリット | 1.99 |
| | フランス | 6.59 | 3 | INTL BUSINESS MACHINES CORP | 株式 | 米国 | 情報技術サービス | 1.87 |
| | カナダ | 5.75 | 4 | CENOVUS ENERGY INC W/I | 株式 | カナダ | 石油・ガス・消耗燃料 | 1.84 |
| | スイス | 5.46 | 5 | SCHLUMBERGER LTD | 株式 | オランダ領キュラソー | エネルギー設備・サービス | 1.76 |
| | その他 | 20.96 | 6 | MONSANTO CO | 株式 | 米国 | 化学 | 1.74 |
| | 小計 | 95.68 | 7 | UNITED TECHNOLOGIES CORP | 株式 | 米国 | 航空宇宙・防衛 | 1.72 |
| 現金・預金その他の資産(負債控除後) | | 4.32 | 8 | IMPERIAL TOBACCO GROUP PLC | 株式 | 英国 | タバコ | 1.71 |
| 合計(純資産総額) | | 100.00 | 9 | AMERICAN TOWER CORP | 株式 | 米国 | 無線通信サービス | 1.68 |
| | | | 10 | ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN | 株式 | スイス | 医薬品 | 1.56 |

組入上位5業種(株式)

| 順位 | 業種 | 投資比率(%) |
|----|------------|---------|
| 1 | 石油・ガス・消耗燃料 | 9.94 |
| 2 | 金属・鉱業 | 7.38 |
| 3 | 医薬品 | 6.64 |
| 4 | 商業銀行 | 4.07 |
| 5 | 保険 | 4.03 |

年間収益率の推移



※当ファンドの収益率は、税引前の分配金を再投資したものと算出しております。
 ※当ファンドの収益率は、暦年ベースで表示しています。但し、2011年については年初から基準日までの収益率を表示しています。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
 ○委託会社ホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

4. 手続・手数料等

お申込みメモ

| | |
|--------------------|---|
| 購入単位 | 各販売会社が定める単位(当初元本:1口=1円) |
| 購入価額 | お申込日の翌営業日の基準価額とします。 |
| 購入代金 | お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに購入代金を販売会社に支払うものとします。 |
| 換金単位 | 各販売会社が定める単位 |
| 換金価額 | 換金のお申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。 |
| 換金代金 | 原則として換金のお申込日より起算して5営業日目から支払います。 |
| 申込締切時間 | 原則として販売会社の毎営業日の午後3時までとします。 |
| 購入の申込期間 | 2011年6月16日～2012年6月15日 ※上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。 |
| 換金制限 | 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。 |
| 購入・換金申込受付の中止および取消し | 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。 |
| 信託期間 | 無期限です。(設定日:1998年12月15日) |
| 上償還 | 次のいずれかに該当する場合等には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了する場合があります。 ① 受益権の口数が10億口を下回るようになった場合。 ② 受益者のために有利であると認めるとき。 ③ やむを得ない事情が発生したとき。 |
| 決算日 | 原則として毎年3月15日(休業日の場合は翌営業日) |
| 利益分配 | 年1回、毎決算日に収益配分方針に基づき、収益分配を行います。 ※税引後、無手数料で自動的に全額が再投資されます。(自動けいぞく投資専用) |
| 信託金の限度額 | 2,000億円とします。 |
| 公告書 | 日本経済新聞に掲載します。 |
| 運用報告書 | 毎年3月のファンドの決算時および償還時に運用報告書を作成し、あらかじめ届出を受けた住所に販売会社よりお届けいたします。 ※委託会社のホームページにおいても開示しております。(URL http://www.diam.co.jp/) |
| 課税関係 | 課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 ※益金不算入制度、配当控除の適用はありません。 |
| 基準価額の照会方法 | 基準価額は、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせいただくか、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」の欄をご参照ください。 (委託会社の略称:DIAM、当ファンドの略称:外国株式) |

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

| 投資者が直接的に負担する費用 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------------------|---|-------------------|-------------------------------------|--------------------|----|------|----|-------------------------------------|----|------|--------------------|------|--------------------|--|------|-------------------|
| 購入時手数料 | 購入価額に、 <u>3.15%(税抜3.0%)</u> を上限として各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額をご購入時にご負担いただきます。 ※詳しくは販売会社にお問い合わせください。 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 信託財産留保額 | 換金のお申込日の翌営業日の基準価額に <u>0.3%</u> の率を乗じて得た額を、ご換金時にご負担いただきます。 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 投資者が信託財産で間接的に負担する費用 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 運用管理費用(信託報酬) | ファンドの日々の純資産総額に対して年 <u>1.827%(税抜1.74%)</u> の率を乗じて得た額とします。また、運用管理費用(信託報酬)の配分は下記の通りとします。ファンドの運用管理費用(信託報酬)は、日々の基準価額に反映され、毎年9月15日(休業日の場合は翌営業日。)および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。 <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <thead> <tr> <th>時期</th> <th>項目</th> <th>費用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">毎日</td> <td rowspan="3">信託報酬</td> <td>総額</td> <td>信託財産の純資産総額に対して 年率1.827%(税抜1.74%)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">配分</td> <td>委託会社</td> <td>年率0.9765%(税抜0.93%)</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>年率0.7455%(税抜0.71%)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>受託会社</td> <td>年率0.105%(税抜0.10%)</td> </tr> </tbody> </table> | 時期 | 項目 | 費用 | 毎日 | 信託報酬 | 総額 | 信託財産の純資産総額に対して 年率1.827%(税抜1.74%) | 配分 | 委託会社 | 年率0.9765%(税抜0.93%) | 販売会社 | 年率0.7455%(税抜0.71%) | | 受託会社 | 年率0.105%(税抜0.10%) |
| 時期 | 項目 | 費用 | | | | | | | | | | | | | | |
| 毎日 | 信託報酬 | 総額 | 信託財産の純資産総額に対して 年率1.827%(税抜1.74%) | | | | | | | | | | | | | |
| | | 配分 | 委託会社 | 年率0.9765%(税抜0.93%) | | | | | | | | | | | | |
| | | | 販売会社 | 年率0.7455%(税抜0.71%) | | | | | | | | | | | | |
| | 受託会社 | 年率0.105%(税抜0.10%) | | | | | | | | | | | | | | |
| その他費用・手数料 | 組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託事務の諸費用、監査費用、外国での資産の保管等に要する諸費用等がお客様の保有期間中、その都度かかります。 ※これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことができません。 | | | | | | | | | | | | | | | |

※当該費用の合計額、その上限額および計算方法は、運用状況および受益者の保有期間等により異なるため、事前に記載することができません。

税金

| 時期 | 項目 | 税金 |
|---------------|-----------|---|
| 分配時 | 所得税および地方税 | 配当所得として課税 普通分配金に対して10% |
| 換金(解約)時および償還時 | 所得税および地方税 | 譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して10% |

※税金は表に記載の時期に適用されます。
 ※上記の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。
 ※上記は、2011年9月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
 ※法人の場合は上記とは異なります。
 ※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。